

---

## 1. 医療的ケア者の災害時の対応について

---

### 質問要旨

医療的ケア者への災害時の対応に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とする医療的ケア者にとっては、発災後の支援の迅速さが生死を左右することから、大規模災害時における他地域からの応援の医療チームに、支援を必要とする患者の避難情報等をいち早く情報提供できるかが、二次被害を防ぐ鍵になると考える。医療的ケア者等の情報把握や医療チームへの情報提供については、災害発生時には、情報を持つ最前線の各自治体も混乱していると想定するが、本府としてどのような支援ができると考えているのか。

### 答弁

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。

医療的ケアを必要とする方への災害時の支援についてでございます。

人工呼吸器による呼吸管理や胃ろうによる栄養管理などの医療的ケアを在宅で日常的に必要とする方につきましては、災害時におきましても、医療的ケアが継続して行われることが欠かせないことから、避難状況や身体状況等の情報を把握するとともに、迅速かつ的確に関係機関で共有し、必要な支援を行うことが重要だと考えております。

情報の把握につきましては、市町村におきまして、平時から災害対策基本法に基づき、医療的ケアを必要とする方の住所や連絡先、避難時に支援が必要となる理由などを記載した、「避難行動要支援者名簿」を作成されているところでございます。

避難行動要支援者名簿の作成にあたりましては、難病や小児慢性特定疾病の方など、市町村では把握が困難な方がおられることから、医療費の支給認定等を通じて把握している情報を京都府から提供するなど、災害時に取り残される方がいないよう、市町村の取組を支援しているところでございます。

また、災害発生時には、市町村は避難行動要支援者名簿に基づいて、民生委員や自主防災組織の協力を得て、居場所や安否の確認を行いますとともに、京都府と市町村の保健師が連携して、個別訪問などにより、医療的ケアを必要とする方の最新の状況を把握しているところでございます。

これらの取組により、把握した情報につきましては、府保健所に設置する「保健医療福祉調整地域本部」において集約の上、迅速かつ適切な支援に繋がるよう、医療機関に加え、議員ご紹介のJMA TやDMA Tなどの保健医療福祉活動チームにも提供することとしております。

今後とも、市町村や関係機関などと連携し、災害時に医療的ケアを必要とする方など、避難行動要支援者への適切な支援に取り組み、府民の安心・安全を確保してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

---

## 1. 医療的ケア者の災害時の対応について

---



一方で、突発的な災害発生時の移動手手段の確保など、避難の実効性をより高めることや、訓練を実施している市町村に限られることなどの課題があることから、今後、訓練から得られた成果を他の市町村に周知し、実働を含む訓練の実施を促してまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や関係機関と連携し、災害時における医療的ケアを必要とする方の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

---

## 2. 違法オンラインカジノとギャンブル依存症への対応について

---

### 質問要旨

違法オンラインカジノとギャンブル依存症への対応に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

- (1) を認識せずに利用するケースもあることから、オンラインカジノの違法性について、府民に向けた啓発をさらに強化する必要があると考えるがどうか。 (警察本部長)

### 答弁

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、いわゆる、オンラインカジノにつきましては「海外で合法的に運営されているから犯罪にはならない」などの誤った情報が蔓延したり、パソコンやスマートフォンさえあれば、いつでも、どこでも気軽に利用できるため、ゲーム感覚で安易に賭博に手を染めてしまう危険性が高く、その違法性と危険性を周知する広報・啓発活動が重要であると認識をしております。

このたび成立した改正ギャンブル依存症対策基本法におきましても、国及び地方公共団体がオンラインカジノの違法性の周知に取り組むことが明記されたものと承知をしております。

府警察といたしましては、令和6年中、海外で合法とされているオンラインカジノの利用者等を常習賭博などで8件9人検挙しております。

また、本年に入りまして、他警察による著名人の検挙が大きく報じられるなど、オンラインカジノの違法性と危険性への認識は、社会全体に徐々に広まりつつあると認識はしておりますけれども、引き続き、徹底した取締りを通じて、オンラインカジノの違法性の周知に努めてまいります。

このほか、府警察の公式ホームページ、SNSなどを通じた広報・啓発活動にも努めておりますが、特に若年層に向けては、府内の全大学、短大が参画する協議会やギャンブル依存症に関係する団体などとも連携し、その違法性と危険性の周知に向けた取組を、このたびの法改正の趣旨も踏まえて、引き続き、強かに推進してまいります。

---

## 2. 違法オンラインカジノとギャンブル依存症への対応について

---

### 質問要旨

違法オンラインカジノとギャンブル依存症への対応に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(2) ギャンブル依存症については、薬物療法がなく、自助グループでの支援が有効とされる中、本府では、府精神保健福祉総合センターを中心に依存症に対する取組やNPO法人による依存症家族の会などの取組もあるが、現在の体制で増加するギャンブル依存症の当事者やその家族に対応できているのか。

(3) 京都府依存症等対策推進計画では「府域の中心的な役割を担う依存症治療拠点機関を定める」「適切な対応ができる人材を養成する」「自助グループ等の民間団体への活動支援を行う」とされているが、治療に当たる医師の育成や自助グループへの支援等の状況についてはどうか。

## 答弁

ギャンブル依存症への対応についてでございます。

京都府におきましては、ギャンブル依存症の患者とその家族に対する支援として、必要な治療や支援につなげるための相談支援、進行予防のための医療の提供、再発予防のための社会復帰支援や家族支援などの取組を進めております。

京都府精神保健福祉総合センターでは、電話、面接による相談や患者を持つ御家族における悩みなどの軽減を図る交流会などの支援を行っております。ギャンブル依存症に関する相談件数は令和6年度は106件となっており、令和元年度から約4倍に増加しておりますが、この相談件数はセンター全体の相談件数の約3%であり、現在の体制の中でしっかりと対応しているところでございます。

今後とも国の実施する研修への参加などにより患者の増加に対応できるよう、努めてまいりたいと考えております。

治療にあたる医師などの育成につきましては、専門医療機関を含む医療機関に対して、国が実施する依存症治療指導者養成研修への参加を促し、人材確保、養成及び資質の向上につなげることであり、最近5年間で18名が受講されているところでございます。

また、社会復帰支援や家族支援におきましては、自助グループや回復支援施設などの民間団体が大きな役割を果たしていることから、京都府が実施するこころの健康セミナーなどにおいて、団体の活動を広く周知するとともに、京都府依存症対策推進会議に民間団体にも参画いただき、ギャンブル依存症に関連して生じる複合的な問題の解消につながるよう、医療・福祉・司法などの分野との顔の見える関係づくりを促進しているところでございます。

今後とも、医療機関や民間団体などしっかりと連携して、ギャンブル依存症の患者とその家族が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう支援してまいります。

---

## 3. 府民の安心・安全への取組について

---

### 質問要旨

来年9月の改正道路交通法施行令の施行により、道幅が狭い住宅街の生活道路などで自動車の法定速度が60キロから30キロに引き下げられるため、歩行者や自転車が巻き込まれる事故防止に一定の効果が期待できると考えるが、次の諸点について、所見を伺いたい。(警察本部長)

(1) 住宅街の抜け道や児童の通学路など特に安全対策等が求められる道路については、法定速度が30キロになったことを広くドライバーに周知し、改正の効果が早期に発揮できることが望まれるが、同施行令の施行までの期間にどのような周知を行うのか。

(2) 施行後は、道路管理者である自治体と連携して、道路交通環境の整備を進めていくと考えるが、地元住民からの悪質な速度超過をするドライバーの取締りの要望に対する重点的な取締りの強化を求めるがどうか。

## 答弁

生活道路における安心・安全への取組みについてでございます。

まず、自動車の法定速度の引き下げの周知方法についてでございます。

昨年7月に公布され、来年9月1日に施行される中央線などのない生活道路における自動車の法定速度を毎時60キロから30キロに引き下げる改正内容については、既に、府警察の公式ホームページ、SNS、チラシやポスターを活用した広報を開始しております。

また、自動車教習所での教習、運転免許証の更新時講習や高齢者講習、安全運転管理者講習、各種交通安全教室等のカリキュラムや教材の更新を進めており、これらの機会を通じた周知にも努めてまいります。

このほか、生活道路を通行するドライバーの方に幅広く周知するため、運送事業者と連携した運転手の方への周知、交番だよりや自治体広報誌への掲載、交通ボランティア等と連携した街頭啓発活動など、あらゆる機会を捉えた広報啓発に努めてまいります。

また、生活道路における環境の整備につきましては、区画線の整備を道路管理者に申し入れているほか、今後も、道路管理者と連携し、交通の実態を踏まえて、速度抑制のための路面表示の設置など、安全な環境の整備に努めてまいります。

次に、生活道路における交通取締りなどについてでございます。

生活道路においては、これまでも地域住民の方からの要望に応じて、通学路における通行禁止違反や可搬式オービスを用いた速度超過の取締り等を実施しております。

引き続き、府民の皆様の要望や事故発生状況等を踏まえて、生活道路における安心・安全の確保に向けた啓発活動と交通指導取締りに努めてまいります。